

令和5年(2023年)第8回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月28日(月)午後1時25分から午後1時52分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール
- 3 出席委員(11人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	佐々木 淳
	3番	高橋	洋	4番	大橋 敏範
	5番	倉下	きよみ	6番	久保 正人
	7番	笹塚	成之	9番	長井 修
	10番	佐藤	寛樹	11番	欠 員
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
  - 第5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第6 議案第2号 土地の現況証明願出について
- 6 傍聴人 なし
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	中川 博視	農地係長	佐藤 篤
------	-------	------	------
- 8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年、第8回ニセコ町農業委員会  
総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、  
1番 大田和広君、2番 佐々木 淳君を  
指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いた  
します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和5年、第7回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」  
の件、

1件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

事務局

5件の報告がありました。

番号1番から4番は、令和元年7月に一時転用許可となった事案で、転用面積  
が4件合わせて約2.64haです。

北海道新幹線工事に伴う仮設ヤードと工事用道路設置のための一時転用となっており着手後進捗率は50%との報告となっています。

農地所有者毎に撮影位置図と現場写真を1番は7ページから8ページに、2番は9ページから10ページに、3番は11ページから13ページに、4番は14ページから15ページに添付しております。

番号5番は、昨年令和4年11月に一時転用許可となった事案で、転用面積は0.22haです。

仮設道路設置のための一時転用となっており、農地の奥の立木を伐採し搬出するためのもので、着手後進捗率50%となっております。

現場写真を16ページから17ページに添付しております。

なお、これら一時転用の報告にあたって、進捗率50%の表現については、原状復帰をもって完了と考えて報告されております。

以上、報告第1号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号を報告済とします。

日程第5、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

これまで農地を借地し営農していた法人が2haを超える農地を取得し、そこを拠点として今後営農に取り組むこととなったことから、法人の構成員の生活の拠点もその農地に移し営農に取り組むため、農家住宅を新築し経営の効率化を図るための転用申請となります。

住宅建築面積129㎡、通路や堆雪場、駐車場等895㎡など含め全部で敷地面積1,024㎡の転用となります。

調査書は19ページから22ページに、位置図及び周辺農地図を23ページに、配置図を24ページに、住宅の平面図及び立面図を25ページから26ページに添付しました。

申請が出された農地は調査書19ページの記載のとおり10ヘクタール以上の集団的農地であり第1種農地と判断しております。代替地に関しは、周辺に申請者が使用可能な第2種、第3種及び非農地はありません。ということから利用

できる土地はないため代替地はないと判断しております。

第1種農地は原則転用できませんが、調査書22ページの4にあるとおり農家住宅については、農地法施行規則第38条の規定によりニセコ町農業振興整備計画に掲載されている施設については許可することが認められております。

同じく調査書5の総合判断にあるとおり転用はやむを得ないのではないかと考えております。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第6、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

8月8日に現地確認を行いました。

平成25年に非農地通知を行った農地で通知を紛失したため申請がありました。

28ページに航空写真、29ページに現地確認の写真を添付しています。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

引き続き、当番委員であります〇〇委員より、補足説明をお願いします。

〇 番

〇番 〇〇です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、8月8日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

ここは平成25年12月に非農地判断を行い、非農地通知も同じ時期に送付済みとなっている非農地の土地で、所有者様の都合により令和5年7月に現況証明願いが出されたものでした。

非農地通知後、約10年が経過しており、その後農地としての使用等の様子もなく、願出地に立ち入ることが難しい程、笹や樹木が生い茂る状況にありました。このため、願出地に立ちすることはあきらめ、その中心付近から約60メートル東方向にある駐車場から確認作業を行いました。

願出地について航空写真を確認すると、願出地一杯に針葉樹が生えている状況に見えていましたが、現地確認によってもトドマツが生えている状況が確認できました。農地として復元し利用することは、現状では困難であるため、農地以外と判断することが適当であると思われました。

なお、願出地周辺の土地は、現況証明を願出た者の所有地で耕作等が行われた形跡は願出地同様一切ありませんでした。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。

以上をもって、令和5年8月28日、第8回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 8 月 28 日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 1 番 大 田 和 広

署名委員 議席 2 番 佐々木 淳